

氏名 _____

令和8年7月21日実施 四国運輸局

法令試験問題

解答用紙

問題 1

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

問題 2

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

令和8年7月21日 四国運輸局法令試験問題

問題1 次の記述のうち正しいものには○印、誤っているものには×印を解答用紙に記入して下さい。

なお、試験問題中「事業者」等の語句の意味は、それぞれ次のとおりとする。

・「事業者」・・・・・・・・・・個人タクシー事業者

・「タクシー」・・・・・・・・・・一般乗用旅客自動車運送事業用自動車

- (1) 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが含まれています。
- (2) 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業ではありません。
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、少なくとも運賃及び料金の収受について、明確に定めなければなりません。
- (4) 個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定めたときは、遅滞なく届け出なければなりません。
- (5) 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更しようとするときはその30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければなりません。
- (6) 事業者が、運送の申込みを受けた順序によらずに旅客を運送することができるのは、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合に限られています。
- (7) 一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称を変更をするときは、あらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければなりません。
- (8) 個人タクシー事業者が、営業区域内で乗車した3人の旅客のうち、1人を営業区域内で下車させ、残りの2人を営業区域外の別々の場所で下車させる運送行為は、道路運送法違反になります。
- (9) 個人タクシー事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可を取り消されることがあります。

- (10) 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事業用自動車の長さ、幅、高さについても記載することになっています。
- (11) 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。
- (12) 運送約款には、運賃及び料金の収受の方法についても、定めなければなりません。
- (13) 一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、運送の引受けに関する事項等を定めることが必要ですが、運送責任の始期及び終期についても定めなければなりません。
- (14) 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければなりません。
- (15) タクシー事業者は、旅客の請求に応じ運賃又は料金の額を記載した領収証を発行した場合、その発行枚数を業務記録に記録しなければなりません。
- (16) 身体障害者補助犬及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することはできません。
- (17) 一般乗用旅客自動車運送事業者は、12歳未満の小児だけの旅客を運送することはできません。
- (18) 事業者は、車内を汚染する恐れのある不潔な服装をした者で他の旅客の迷惑となる恐れのある者に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
- (19) タクシー乗務員は、運行の業務中に事故、著しい遅延その他の異常な状態が発生した場合、業務記録にその概要及び原因を記録しなければなりません。
- (20) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に自動車登録番号等を掲示する必要はありません。
- (21) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。が、運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができるときは、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することができます。

- (22) タクシー運転者が「回送板」を掲出しなければならない場合は、食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合だけです。
- (23) 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させなければなりません。
- (24) 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年５月３１日までに行政庁に提出しなければなりません。
- (25) 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金は、いかなる場合でも、運賃料金メーター器の表示額によることが規定されています。
- (26) 期限更新日において年齢が満６５歳以上の個人タクシー事業者であっても、当該期限更新の申請前１年以内に公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を受診した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診する必要はありません。
- (27) 身体障害者割引及び遠距離割引の割引条件に該当する場合は重複して適用するものとしませんが、身体障害者割引及び知的障害者割引の割引条件に該当する場合は割引の重複はできません。
- (28) 四国において個人タクシー事業の管理を行う営業所は、住居と同一でなければなりません。
- (29) 申請後試験（申請した者を対象として実施する試験）の試験対象者は、譲渡譲受の認可申請者のうち譲受人及び相続の認可申請者であり、許可申請者は除外されています。
- (30) 自動車の使用の本拠の位置に変更のあった場合、道路運送車両法の規定に基づきその事由があった日から１５日以内に変更登録の申請をしなければなりません。
- (31) 事業用自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づき六ヶ月ごとに当該自動車の定期点検整備を行わなければなりません。
- (32) タクシーの前面ガラスに、運転者が交通状況を確認するために必要な視野が確保できていると考えられる場合であっても、前面ガラスに貼り付けるものには制限があります。

- (33) タクシー車両の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から1年間と定められています。
- (34) 個人タクシー事業者が業務中、旅客を乗車させていない時に自車が転覆した場合には、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書の提出を行わなくてもかまいません。
- (35) 個人タクシー事業者が疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったときは自動車事故報告規則による報告が必要です。

問題2 次の文章は一般乗用旅客自動車運送事業に関する法令の一部です。

() にあてはまる語句を下欄の枠内から選び、その記号を解答用紙に記入して下さい。

○道路運送車両法

(日常点検整備)

第四十七条の二 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、(①) 等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、(②)、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

(※次条第一項第一号に掲げる自動車にタクシーが該当)

3 省略

○旅客自動車運送事業運輸規則

(業務記録)

第二十五条

1～2 省略

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、第一項第一号から第七号までに掲げる事項のほか、旅客が乗車した(③)並びに運行の業務に従事した事業用自動車の走行距離計に表示されている業務の開始時及び終了時における走行距離の(④)を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を事業用自動車ごとに整理して(⑤)保存しなければならない。

4 省略

ア 時刻	イ 乗務ごと	ウ 人数
エ 一年間	オ 目視	カ 積算キロ数
キ 実車キロ数	ク 区間	ケ 工具
コ 定期的に	サ 営業キロ数	シ 一日一回
ス 確認	セ 三年間	ソ 二年間

令和8年7月21日実施 四国運輸局

法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策課にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問題 1

1	○ 運1	2	× 運2	3	× 運施4	4	× 運9-3	5	× 運11
6	○ 運14	7	× 運15	8	× 運20	9	○ 運40	10	× 運施4
11	○ 運施5	12	○ 運施12	13	○ 運施12	14	○ 輸3	15	× 輸25
16	○ 輸13+52	17	× 規定なし	18	○ 輸13	19	○ 輸25	20	× 輸42
21	○ 輸43	22	× 輸50	23	○ 輸50	24	× 報告2	25	× 約款5
26	× 期限更新	27	○ 運賃制度	28	○ 四国局公示	29	○ 四国局公示	30	○ 車12
31	× 車48	32	○ 保安29	33	○ 点検4	34	× 事故2+3	35	○ 事故2+3

問題 2

①	オ	②	シ	③	ク	④	カ	⑤	エ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 助詞や読点、漢字の違いは既出扱いです
- (3) (15) (17) はそれぞれ運送法5条、運輸規則10条及び13条扱いのようですが、ここでは全個協解釈に従っています。
- (20) は旧条文ですが、どちらにしろ×ですので、従来通りの扱いです。
- (28) (29) は四国運輸局公示に基づいた新型設問です。